



議案第八十三号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年九月十八日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年九月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表に次の一号を加える。

七 母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第五条第一項に規定する配偶者のない女子で現に義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。以下同じ。）を扶養しているものうち規則で定めるもの及びその者が扶養している義務教育終了前の児童。

附 則

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。